省エネルギー設備投資事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

原油を始めとしたエネルギー価格の高騰の景気への影響が懸念される中、中小企業者が事業の継続を図るために実施する省エネルギーに資する設備投資等を支援するものです。

2. 助成対象

· 2017/01/20				
対象事業	対象者	要 件		
省工才設備投資	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において自己の用に供する設備への投資であること。 3 省エネルギー診断に基づき、設備の導入又は既存の設備を改修するもの。 4 省エネルギー診断は、エネルギー管理士又はエネルギー管理士と同等の知識及び能力を有すると市長が認めるものの参画を得て、実施するものであること。 (例:(一財)省エネルギーセンター、(一社)環境共創イニシアチブ) 5 事業が助成金の認定申請日において未着工であるもの。 6 当該省エネルギーに資する設備の導入又は改修が令和6年1月31日までに完了するものであること。		

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。
- ※ 中小企業者が省エネルギー診断の結果に基づき実施する、LED照明や空調設備、太陽光発電等の省エネルギー 設備導入費用に対して、予算の範囲内で助成する。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
省エネルギーに資する設備の導入、改修等に要する費用に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき100万円

[※] 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

4. 申請期限

1 8000000				
認定申請期限	交付申請期限			
助成対象事業に係る設備の設置又は改修	令和6年2月15日			
の開始 30 日前まで				

[※] 当助成金の交付申請は 1回のみ行うことができる。

5. 問い合わせ

春日井市 産業部 企業活動支援課 電話 0568-85-6247 FAX 0568-84-8731 Eメール kigyo@city.kasugai.lg.jp

6. 助成金の申請手順及び提出書類

手続	提	出書類
省エネ診断	認定申請時の提出書類	備考
=0.7#+10.7%=1.7=+-7=	計画認定申請書	【第1号様式】
設備投資計画立案	対象費用一覧	【市様式】
↓ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	省エネルギー診断報告書	
計画認定申請	省エネルギー診断を行っ	(一財)省エネルギーセンター又は
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	た者の資格又は実績を証	(一社)環境共創イニシアチブの省エ
	明する書類の写し	ネルギー診断報告書を提出の場合は不
。 設備投資等の着手		要
1	対象費用の見積書の写し	左記がない場合は、投資予定金額の分
\downarrow	V =t =0.44 o	かる書類の写し
\downarrow	当該設備の	左記がない場合は、設備内容の分かる
\downarrow	図面又はパンフレット	書類の写し
	会社概要 その他	 上記書類以外に必要と認めた場合は、
設備投資等の完了	- C V / ILB	工記者類以外に必安と認めた場合は、
		旭川百块ツル山で小のの物口がのる。
助成金の交付申請	交付申請時の提出書類	備考
↓	助成金交付申請書	【第6号様式】
交付決定通知書受理	事業実績報告書	「市様式」
↓ 	請求書、契約書又は社	左記がない場合は、見積書、社内決裁
\ 	内支払帳票の写し	などの、事業の投資内容を証する書類
, v		の写し 左記がない場合は、銀行振込確認書や
Ů	限収音の与し	左記かない場合は、銀行振込唯総書や 手形の耳の写しなどの、事業の支出を
, ↓		証する書類の写し
\downarrow	 設備の設置写真	原則、一の設備について、次の事項が
\downarrow		明瞭な写真を添付。
\downarrow		(1)設備の全体がわかるもの
\downarrow		②製造番号等の管理番号がわかるもの
↓		※1枚の写真で、上記(1)(2)が不明瞭な
↓		場合は、それぞれの写真を添付するこ
\		٤.
↓	計画認定通知書の写し	
↓	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、
↓		追加書類の提出を求める場合がある。
↓ 助成金請求書提出	助成金請求時の提出書類	備考
	請求書	【第 13 号様式】
助成金の交付	助成金交付決定通知書	
	の写し	
		,
·		·

7. 対象となる費用

- 1 省エネルギー診断に要する費用
 - (当該診断に基づき設備投資等を実施した場合に限る。)
- 2 省エネルギー設備本体のほか、省エネルギー設備の導入に必要な附属機器の購入に要する費用
- 3 省エネルギーのために実施する既存の設備の改修に要する費用
- 4 省エネルギー設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な設計に要する費用
- 5 省エネルギー設備等の運搬に要する費用
- 6 省エネルギー設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な工事に要する費用 (既存設備の撤去又は現状を補強する工事が必要な場合は、その工事を含む。)

8. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則(昭和62年春日井市規則第19号)別表第3(第5条関係)に定める省エネルギー設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。